国会事項

衆議院

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程は、三月十八日次のとおり議決された。

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程

衆議院憲法審査会規程（平成二十一年六月十一日議決）の一部を次のように改正する。

第十八条中「出頭」の下に「（情報通信技術を利用する方法による出頭を含むものとする。）」を加える。